

山岳及び高原に係る費用の  
利用者負担のあり方についての  
検討結果 報告書

平成 26 年 6 月  
長野県地方税制研究会

## 目 次

はじめに	1
第1章 山岳・高原の保全の意義と現状	3
1 山岳・高原に関する政策課題	3
（1）長野県の山岳・高原の状況とその保全に向けた県の方針	3
（2）山岳・高原を取り巻く近年の課題	3
ア 登山者の増加とそれに伴う山岳救助要請の増加	3
イ 山岳・高原の環境整備	4
第2章 山岳・高原に関する費用負担のあり方の検討	5
1 山岳・高原に関する費用負担の現状	5
2 山岳・高原に関する利用者負担のあり方に対する議論	5
（1）長野県版事業仕分けによる評価	5
（2）富士山「入山料」との相違：長野県の目的は入山者増加	6
（3）法定外税による環境保全のための費用徴収	7
（4）県民アンケート結果	7
（5）山岳関係者・自治体関係者等との意見交換	8
第3章 山岳・高原の魅力を高める費用負担のあり方の検討	10
1 「入山税」の考え方	10
2 費用負担のあり方の検討	10
（1）山岳遭難救助について	10
ア 現状	10
イ 検討結果	11
（2）山岳遭難防止について	12
ア 現状	12
イ 検討結果	12
（3）登山道整備について	12
ア 現状	12
イ 検討結果	13
（4）山小屋トイレについて	14
ア 現状	14
イ 検討結果	14
3 留意すべき点	15
（1）関係者による議論の必要性	15
（2）県民に対する説明責任	15
4 「入山税」から「山岳・高原の魅力を高める税」への 拡張について	16
第4章 山岳・高原の保全に関して求められる取組	18
1 中長期的課題	18
2 短期的課題	18

おわりに	.....	20
資料	.....	22

## はじめに

長野県地方税制研究会は、知事から「山岳及び高原に係る費用の利用者負担のあり方」について検討を依頼された（平成 24 年 12 月 17 日）。その内容は、「長野県の大きな魅力である山岳や高原を訪れる多くの人が、安全にその魅力を楽しみ堪能できるような環境を整えるために要する費用の利用者負担のあり方について」検討すべしであった。

本報告書の重要な意義、もしくは革新的な点は、知事の検討依頼文からも分かるように、山岳行政の費用・負担について、観光をも含む包括的な観点から考察を行ったことであり、その考察の結果、他の山岳県の参考にもなりうる斬新な方向性を示したことである。

本県をはじめとする、いわゆる山岳県では、山岳・登山のあり方やその費用負担をどうすべきかは、答えを出すべき重要な課題として以前より認識されてきた。ただし、その課題の議論は、山岳の遭難救助という、山岳行政のごく一部に限定されて行われることが多かった。本来は多岐にわたる山岳行政のうち、遭難防止・遭難救助のみが切り出され、他の行政サービスや税負担のあり方とは無関係に議論されていたのである。実際、平成 23 年 9 月に行われた信州型事業仕分けにおいて指摘されたのも、遭難防止の費用負担をサービス利用者たる登山者に求めるべきではないかという指摘であった。

遭難救助が重要な論点であるのはもちろんだが、より包括的な検討が必要とされるのは誰の目にも明らかであった。わが国は山の多い国であるにもかかわらず、山岳・高原の行政サービスをどのように行い、その財源をいかにまかなうかという重要課題の検討があまりにも行われてこなかったのである。

「山ガール」等のマスコミ報道でも分かるように、山と高原を訪れる人々の増加する今こそ、登山のみならず高原を含む山岳全般の観光をも視座に含め、トータルな議論を行わなくてはならない。それがわが国有数の山岳県、かつ首都圏から近く登山客や高原滞在客を多く迎える観光県としての、いわば責務なのではないかと考えられたのである。

折しも長野県では、新たな総合 5 年計画策定（平成 25 年～29 年）の時期であり、計画では「世界水準の山岳高原観光地づくり」を目標に掲げ、日本一の山岳環境や美しく豊かな農村景観を活かして、滞在型の観光地づくりに取り組むことも打ち出された。

かくして本研究会は、新聞等のメディアでも報道された、いわゆる「入山税」に限定せず、滞在型の観光地づくりに向けて山岳・高原における行政サービスの費用と負担をどうすべきかという、より幅広の議論を行うことになった。

検討の着手は、知事の意向に従って平成 24 年秋から始まり、最初に行ったのが 4 名の税制専門家からなる専門部会における論点整理であった。専門部会は、山岳行政の現状を学びつつ、同行政と政策税制との理論的な整理を行ったが、同時に長野県庁の若手職員から成る「県税検討ワーキング・グループ」との協議を繰り返した。「県税検討ワーキング・グループ」との協働は、すでに以前より長野県森林づくり県民税の再検討などでも行ってきたが、いつもながら大変に有意義な検討の場となった。県庁職員は、いうまでもなく地域の実情と問題点を把握しており、しかも若手の職員は、若手ならではの斬新なアイデアを豊富に有しているからである。

このように地域事情を熟知した人々との協議は、地域独自の税制を考える上で必要不可欠である。したがって本研究会は、職員だけではなく、山の関係者の方々にお会いすべきと判断した。実際に山と向き合っている山岳関係の方々には直接お会いし、現場の「生の声」を拝聴させていただくことにしたのである。この目的に従って平成 25 年の 8 月、日本有数の山岳高原観光地である上高地において、山岳関係者や自治体関係者等との意見交換会を開催し、まさに有意義な意見を拝聴させていただくことができた。

以上が検討の経緯であり、下の表に大まかな経過を記しておく。これらの経緯の後に、十分な検討の時間をかけて取りまとめたのが本報告書である。

**【長野県地方税制研究会等 開催状況】**

開催日	長野県地方税制研究会	長野県地方税制研究会 専門部会
H24. 9. 24		第 6 回専門部会
11. 5		第 7 回専門部会
12. 17	(知事からの検討依頼) 第 6 回長野県地方税制研究会	
H25. 5. 13		第 8 回専門部会 (WG との合同会議)
6. 17		第 9 回専門部会 (WG との合同会議)
7. 8	第 7 回長野県地方税制研究会	
8. 20	第 8 回長野県地方税制研究会 (山岳関係者等との意見交換会) (専門部会と合同で実施)	
10. 7		第 10 回専門部会
11. 18	第 9 回長野県地方税制研究会	
12. 9		第 11 回専門部会
12. 19	第 10 回長野県地方税制研究会	
H26. 6. 18	第 11 回長野県地方税制研究会 (専門部会と合同で実施)	

本報告書の構成は、おおよそ次のようになっている。報告書の検討結果は、後の第 3 章と第 4 章にて詳しく述べるが、それに先だって 2 つの章を設けた。まず第 1 章は、長野県の山岳・高原を巡る状況や登山者の変化等について概観した。また第 2 章では、長野県が行っている山岳環境保全のための取組や、山岳・高原に係る費用負担に関するこれまでの議論等について整理を行った。

これらの 2 章を設けたのは、山岳・高原に係る費用・負担のあり方を検討するためには、近年の登山者を巡る状況や、山岳環境保全のための取組等の実情を正しく理解しておくことが求められるからである。

## 第1章 山岳・高原の保全の意義と現状

### 1 山岳・高原に関する政策課題

#### (1) 長野県の山岳・高原の状況とその保全に向けた県の方針

長野県は、県土の約8割を森林が占めており、全国有数の森林県であるとともに、全国に23座ある3,000m峰のうち15座を有しており、日本一の山岳県でもある。

平成26年2月には、県民共通の財産であり、貴重な資源である「山」に感謝し、「山の恵み」を将来に亘り享受していくことを目的として、毎年7月第4日曜日を「信州 山の日」として制定することを決定したところである。今後は様々な取組を通じて、「山」を守り育てながら活かしていく機運の一層の醸成を図ることとしている。

山が身近な存在であり、県民の暮らしと密接に関わっているため、長野県においては、山岳・高原の魅力を高めて、今よりも多くの人々に来訪してもらい、県民にも来訪者にも、素晴らしい山岳・高原の環境を楽しんでもらうことが大切である。

また、長野県では5年毎に総合計画を策定しているが、平成25年3月に策定した総合計画では、「世界水準の山岳高原観光地づくり」を将来の目標として掲げた。これは、長野県の雄大な山岳やさわやかな高原、美しい景観、スノーリゾートや温泉など、信州を代表する強みを活かして、世界水準の滞在型観光地を目指すというものである。

その実現に向けて県は、この5年の間に滞在型観光地づくりの研究を進めるとともに、美しく豊かな農村景観の指定、観光地のトイレの美化、登山道・山小屋トイレ等の整備、信州登山案内人制度等を活用した安全で楽しい登山や自然に親しむ機会の提供、信州松本空港を活用した誘客等、様々な取組を進めることとしている。

#### (2) 山岳・高原を取り巻く近年の課題

近年、県内の山岳・高原を取り巻く状況も大きく変化している。

登山とは、ピクニックなどと異なり、決して誰もが気軽に楽しめるものではなく、事前の周到な準備や、高度な技術が求められる。以前はスポーツとして行われるのが主流であったが、近年は登山の目的がレジャー化してきており、中高年を中心とした登山ブームに加え、「山ガール」などに代表されるように、若者にもその人気が高まっている。

長野県の山岳を訪れる登山者数も年々増加しており、平成24年度には初めて70万人を超えたところである。

##### ア 登山者の増加とそれに伴う山岳救助要請の増加

一方で、登山の大衆化や登山者の多様化が進んだ結果、登山者のモラルの低下や準備不足による遭難件数の増加、安易な救助要請の増加等が懸念される事態となっている。

登山には、万全の準備をしても、落石や急激な気象の変化、急な体調不良等の不測の事態が常につきまとう。このため、山岳県を自負する長野県では、従来から遭難の未然防止活動に取り組むとともに、遭難が発生した際の迅速な救助体制を整備するなど、登山者が安全に登山を楽しめるよう、環境整備に努めている。

しかし、県内の遭難者数は年々増加傾向にある。平成25年における長野県内の

山岳遭難者の状況を見てみると、その約8割が山岳会などに所属していない、知識や技術を得る機会のない登山者であり、また、40歳以上の中高年登山者が約8割、県外居住者が約9割という状況であった。

#### 【登山者数及び遭難者数の推移】

区 分	H19 年	H20 年	H21 年	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年
登山者数	573 千人	585 千人	521 千人	596 千人	638 千人	705 千人	730 千人
遭難者数	179 人	199 人	186 人	231 人	251 人	279 人	329 人

#### イ 山岳・高原の環境整備

長野県の山岳や高原には、国内外から多くの登山者や観光客が訪れている。こうした人々を受け入れるためには、登山道や山小屋トイレ等の環境を整備する必要があるが、これらの環境整備は、必ずしも県が行っている訳ではない。

例えば、登山道は、人が通ったり風雨の影響等により崩れた場合には補修が必要となるが、こうした補修は、山小屋関係者等の自主的な活動に負うところが大きい。また、山小屋トイレの設置には高額な費用を要するが、こちらも山小屋関係者が国の補助金を活用するなどして設置を行っている。

## 第2章 山岳・高原に関する費用負担のあり方の検討

### 1 山岳・高原に関する費用負担の現状

長野県における山岳・高原に係る費用を大まかに分類すれば、

①山岳遭難防止のための経費 ②山岳遭難救助活動のための経費 ③山岳環境保全のための経費 に分けることができる。

平成25年度予算におけるそれぞれの状況は以下のとおりである。

#### 【平成25年度 山岳・高原に関する費用負担の現状】

( )内はうち国庫補助額

区 分	事業名・事業内容	経 費
①山岳遭難防止のための経費	・山岳遭難防止対策費（県山岳遭難防止対策協会（県遭対協）に対する県負担金）	3,904千円
	・山岳遭難防止対策推進事業費（県遭対協が設置する常駐隊・相談員に対する支援等）	56,030千円 (29,069千円)
②山岳遭難救助活動のための経費	・山岳遭難救助活動経費（県遭対協が行う救助訓練経費等）	8,817千円 (857千円)
	・航空機運用経費（山岳遭難救助だけでなく、捜査等を含めた県警へり全般に係る経費）	364,944千円 (77,606千円)
	・消防防災航空センター運営事業（山岳遭難救助だけでなく、傷病者の救急搬送等、消防防災へり全般に係る経費）	117,538千円
③山岳環境保全のための経費	・自然公園施設整備事業費（市町村が実施する登山道の維持管理や市町村が管理する自然公園施設の改修等に対する支援）	88,078千円 (61,807千円)
計		639,311千円（169,339千円、26.5%）

上記のとおり、山岳県特有の財政需要が発生しており、また、その約7割が県負担分となっている。長野県における登山者・遭難者はともに増加しており、今後、更に負担が増加していくことが予想される。

なお、上記の事業経費に県職員の人件費は含まれていない。

### 2 山岳・高原に関する利用者負担のあり方に対する議論

#### (1) 長野県版事業仕分けによる評価

冒頭で述べたとおり、長野県において山岳・高原に係る費用の利用者負担のあり方を検討することとなったのは、平成23年9月に実施された信州型事業仕分けがきっかけとなっている。

この事業仕分けにおいて、山岳関係では2つの事業が仕分け対象とされた。1つは山岳遭難救助活動経費（所管は警察本部地域部地域課）であり、もう1つは山岳遭難



防止対策協会負担金（所管は観光部観光企画課、教育委員会スポーツ課及び警察本部地域部地域課）である。

山岳遭難救助活動経費とは、遭難の未然防止や遭難発生時の迅速かつ安全な救助体制を確立するための費用であり、警察法第2条（警察の責務：個人の生命・身体の保護）等に基づき実施されるものである。主な経費として、県警の救助隊員が山小屋に宿泊する際の費用や装備品の更新等がある。（平成22年度の決算額：1,211千円、ヘリコプターによる救助費用は含まない。）

もう1つの山岳遭難防止対策協会負担金とは、県や市町村、関係中央出先機関、関係団体などで組織する長野県山岳遭難防止対策協会が、遭難の未然防止や遭難が発生した場合の迅速な救助体制の整備を行うための費用である。もともとはスポーツ振興法（平成23年にスポーツ基本法に改正）第16条（スポーツ事故の防止）に基づき実施されていたものである。主な経費として、夏山診療所に対する謝金、登山道のパトロールや登山者への啓発事業、地区遭対協が行う救助訓練費用等がある。（平成22年度の決算額：36,373千円）

## 【関係法令】

### ・警察法 第2条第1項（警察の責務）

警察は、個人の生命、身体及び財産の保護に任じ、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることをもってその責務とする。

### ・スポーツ振興法 第16条（スポーツ事故の防止）

国及び地方公共団体は、登山事故、水泳事故その他のスポーツ事故を防止するため、施設の整備、指導者の養成、事故防止に関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（※ スポーツ振興法は平成23年にスポーツ基本法に改正）

事業仕分けの結果、山岳遭難救助活動経費については、遭難者の救助は必要な事業であるとして、『現行どおり・拡充』とされたが、山岳遭難防止対策協会負担金については、その必要性については認められたものの、仕分け結果は『要改善』とされた。

この事業仕分けにおいて、県民判定人や仕分け人からは、次のような意見が提出された。

- ・登山には自己責任が問われる。山岳遭難防止のための費用を登山者が全く負担しないのはおかしい。
- ・自己責任が求められる部分と、登山者をおもてなしするための体制整備は分けて考える必要がある。
- ・県は登山道整備や山小屋環境等の整備に注力すべき。
- ・「入山税」等により、登山に係る費用を賄うシステムを構築すべきではないか。

このように、費用負担の見直しを求める意見が多く出され、山岳地域における利用者負担のあり方が問われた。

## （2）富士山「入山料」との相違：長野県の目的は入山者増加

登山者に費用負担を求めることについては、平成25年6月に世界文化遺産に登録さ

れた富士山においても、静岡・山梨両県により検討が行われた。その結果、任意で1,000円を徴収する「富士山保全協力金」が創設され、平成26年度からの実施が決定された。（平成25年7月～8月の10日間、試行として協力金を徴収。）

日本の象徴ともいえる富士山には毎年多くの登山者が訪れており、これまでも、登山者が増えすぎたことによるゴミの増加や登山道の破損、トイレの許容量オーバーなどの問題が指摘されていた。

今回の世界文化遺産の登録に当たっても、ユネスコの諮問機関であるICOMOS（イコモス）から、資産に影響を与える要因の一つとして来訪者数の増加が指摘され、国は2016年2月までに「保全報告書」の提出が求められている。

すなわち富士山の「入山料」ないし保全協力金は、環境保全に向けた入山者数の抑制を目的として検討が始められたのである。これに対して長野県の「入山税」は、入山者（来訪者）についてはまったく逆の効果を目的としている。長野県の場合は、より多くの入山者（来訪者）に長野の山と高原を訪れてもらうための構想なのである。環境の保全という点で類似するかのように誤解されることが多いが、あくまでも誤解であることに注意が必要である。

### （3）法定外税による環境保全のための費用徴収

山岳関連の費用負担ではないが、沖縄県の伊是名村（H17に導入）、伊平屋村（H20に導入）、渡嘉敷村（H23に導入）の3村においては、入島者に100円の負担を求める環境協力税を導入し、これによって得られた財源を、環境保全や整備に活用している。

法定外税導入後も観光客数が減少することはなく、むしろ増加している年もみられる。環境保全や整備のための財源を訪問客から徴収し、その財源で一層地域の魅力を高め、更なる誘客を促進するという相乗効果を図る取組が推進されている。

#### 【沖縄県の伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村における環境協力税の概要】

・課税客体	旅客船等により、当該村へ入域する行為（島民を含む）
・税収の用途	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用
・税率	1回の入域につき100円
・H24年度決算額	伊是名村：4百万円、伊平屋村：3百万円、渡嘉敷村：9百万円

#### 【3島への入島者数の推移】

（単位：人）

区分	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
伊是名村	25,077	25,645	24,725	24,743	28,950	25,561	24,072	25,940	26,775
伊平屋村	31,245	28,099	25,968	26,158	26,140	28,811	28,463	26,454	28,672
渡嘉敷村					102,606	99,930	91,726	86,546	89,800

※ 表中、太枠は環境協力税を導入した年

※ 伊是名村の入島者数は、入域観光客数

### （4）県民アンケート結果

「入山税」についての県民の関心は高く、平成25年6月に行われた県民アンケート（一般社団法人長野県世論調査協会と長野県環境保全協会による共同調査）において

は、県内の山岳への登山や、山岳観光の利用者負担として入山税を導入することについて、「賛成」が71%に上った。

「入山税」等を導入して登山者（入山者）に費用負担を求めるべきであるとの考えの背景には、近年、山ガールなどに代表される登山ブームの影響で登山者が増加したことにより、トイレの不足や高山植物の踏み荒らしなどによる環境破壊、山岳遭難件数の増加による救助費用の増大等が懸念されており、その対策を行うための財源は、原因者である登山者が負担すべきである、という考えが根底にあるものと考えられる。特に、山岳遭難救助についてはヘリコプターによる救助シーンが印象的であり、メディアが「入山税」について報道をする際、最も分かりやすい山岳行政のサービスとして、これまでもたびたび取り上げられている。そこでは、「準備不足のままやってきた県外からの登山者の遭難が増加しており、県警ヘリコプター等による山岳遭難救助の費用が高額に上っている。その費用には県税等が充てられているが、登山には自己責任が求められることから、救助された人に費用負担を求めるなど、費用負担のあり方を考え直す必要があるのではないか。」という考え方がある。

## **(5) 山岳関係者・自治体関係者等との意見交換**

山岳・高原の保全にかかる費用負担について関係者の意見を聞くため、研究会では平成25年8月20日に、山岳関係者・自治体関係者等との意見交換を行った。そこでは次のような意見が出されている。

### **<山の現状、教育・啓蒙の必要性について>**

- ・遊園地の延長の感覚で山に入ってしまう人がいる。
- ・山はしっかりと準備をしてからでないと入れない別世界であるということの教育・啓蒙が必要。
- ・準備不足の人は入山を禁じることも考えないといけない。

### **<登山道整備について>**

- ・登山道の管理者はあいまいなままにするのではなく、明確にするべき。
- ・管理者不明の登山道の管理者を決めることは難しいが、登山道整備については、行政も公的に関与して支援をしていく必要がある。

### **<山小屋トイレについて>**

- ・山小屋トイレの使用料の徴収は浸透してきている。税金を取る必要はない。
- ・山小屋トイレを利用する者には、直接的な利益がある。負担を求めることについて、検討の余地がある。
- ・県には、入山料の徴収ではなく、世界中から良いトイレの情報を集め、その情報を提供してもらいたい。

### **<入山税について>**

- ・入山者だけに環境保全のための負担を求めるのは、なかなか説明がつかない。
- ・入山税はイメージダウンにつながる。
- ・入山税は海に行く人から入場料を取るようなものである。
- ・他県からも山に入る人がいる。公平に徴収できるのかが疑問。
- ・徴収する際の基準（何メートル以上の山から徴収、等）をどうするのか。

### **<その他>**

- ・協力金であればよいのではないかな。

このように、意見交換会参加者は、入山税について一様に否定的な意見であった。

長野県においては、山域ごとに地域性や抱えている課題等が異なっている。また、登山道や山小屋トイレなどの山岳環境の整備をどのようにすべきか、関係者間においてもその考え方は一様ではない。このような状況において、新たな税などは考えられない、との意見であった。

## 第3章 山岳・高原の魅力を高める費用負担のあり方の検討

### 1 「入山税」の考え方

「入山税」とは、明確な定義があるわけではないが、登山道や山小屋トイレなど、山岳環境の整備や山岳遭難の救助・防止等に多額の費用がかかっていることから、その財源に充てるために、登山者（入山者）に税負担を求めること、と考えるのが一般的である。

この登山者・入山者に費用負担を求める「入山税」を導入する際には、いくつかの方法が考えられるが、その一つに、新たな法定外目的税を創設することが挙げられる。法定外目的税は、目的税という名称からも分かるように、その税収入を充当する特別な財政需要（行政サービス）の存在を前提とする。したがって「入山税」の導入を検討するに当たっては、行政サービスがもたらす受益とその帰着先に着目し、負担のあり方について検討を行わなくてはならない。

そこで、当研究会では「入山税」の検討に当たり、その用途について、山に関する行政サービスとして一般的に考えられている「山岳遭難救助」「山岳遭難防止」「登山道の整備」「山小屋トイレの整備」の4項目について、費用負担の現状を整理し、負担のあり方について検討を行った。

### 2 費用負担のあり方の検討

#### (1) 山岳遭難救助について

##### ア 現状

山岳遭難救助件数が増加していることは第1章で述べた通りであるが、この行政サービスに係る主な費用として、救助に向かうヘリコプターの運航費用がある。

山岳遭難が発生した際には、通常、県のヘリコプター（県警ヘリ及び消防防災ヘリ）が救助に向かう。県のヘリコプターの出動件数は年間約250件（H20～H24年平均、県警ヘリが約200件、消防防災ヘリが約50件）あるが、県の救助隊員の人件費も含め、その費用は救助された者に請求されない。

この県警ヘリコプターの維持経費は年平均で約2.3億円（H20～24年度の年平均。年度により変動が大きい。国庫補助を除いた県負担額の年平均は約1.3億円。）であり、このうち、山岳遭難救助に係る割合は、出動回数では約40%（H20～H24年平均）、総運行時間では約35%（同）となっている。

このように、公的機関による救助の場合には費用が発生しないが、例えば、県のヘリコプターが出動中あるいは整備中等の理由により出動できない場合には、家族らの同意の下、民間のヘリコプターが救助に向かうこととなる。この場合には、1時間当たり50万円程度といわれる費用が遭難者（家族）に請求される。民間のヘリコプターの出動件数は、平成23年は4件、平成24年は3件である。

また、遭難者（家族）の同意の下、県警からの要請により県山岳遭難防止対策協会救助隊員（民間の救助隊員）が出動した場合には、隊員の日当・保険料などが遭難者（家族）に請求される。救助隊員の一人当たりの日当は、夏山の場合が30,000

円程度、冬山の場合が 50,000 円程度とされている。なお、民間のヘリコプターや県山岳遭難防止対策協会救助隊員が出動した場合に登山者や家族に請求される救助費用については、山岳保険に加入している場合には、一定程度の金額が補償される。山岳保険加入率の正確な数値は不明であるが、長野県山岳総合センターが平成 25 年 7 月から 9 月に北アルプス南部・北部、八ヶ岳、中央アルプス、南アルプスの各山域において行ったアンケート調査においては、山岳保険への加入割合は 43.1%であった。

## イ 検討結果

山岳遭難救助費用に係る利用者負担のあり方の検討に当たっては、登山とは、生命の危険と隣り合わせの山に自ら入る行為であるため、登山者には自己責任が強く求められること、遭難者の 9 割が県外者であり、その救助費用に多額の県費が使われていること、準備不足の登山者による安易な救助要請が問題となっていること等、県民が登山者に負担を求めたくなる心情は十分理解できることから、本研究では、様々な観点から慎重に検討を行った。

仮に利用者に負担を求めるとすると、登山の前に（税や協力金等で）広く薄く全員から徴収する方法と、事後、救助された者に実費を請求するという 2 通りの方法が考えられる。しかし、前者については登山者の権利者意識が強くなり、今まで以上に安易な救助要請が増えるおそれがあること、また、後者については、本当に救助が必要な人が救助要請を躊躇するおそれがあることから、どちらにも課題がある。

研究会では、利用者負担に慎重な意見として「長野県は山岳観光県を謳って誘客をしているので、安心して登山が出来るように配慮する必要があり、遭難救助にかかる費用負担を登山者に求めるべきではない。」といった意見や、「遭難者に実費を請求するということは、山岳観光県である長野県の品格が問われかねない。」といった意見が多くあった。

他方で、「山は別世界であり、山に平地の感覚を持ち込むべきではなく、自己責任の観点から、自己負担を強く求めるべきである。」との意見もあった。

このような議論を重ねた結果、研究会では、次のとおりの結論を得た。

すなわち、山においては自己責任が求められるという原則は十分踏まえつつも、国民の身体的安全に関わる救助そのものに関する費用については、やはり、その性質からして一般的な租税を用いて行うことが基本原則であり、国民の生命・身体に関わる行政経費と負担を突き合わせて考える目的税的な考え方にはなじまない。

その上で、県としてまず取り組むべきことは、いかにして登山者の安全を確保し、山岳遭難を減らしていくかということであり、それらの対策に加えて、登山者自身に安全性に対する自覚を持ってもらうためにも、これまで以上に登山者に対する啓発・教育に力を入れていく必要がある。山岳遭難防止活動に取り組むことは、ゆくゆくは山岳遭難救助費用の縮減にもつながっていくのである。

また、多くの県民が求める受益者負担についても、山岳遭難救助費用ではなく、この山岳遭難防止活動に係る費用について負担を求めることで、県民の要望に応え、受益と負担の関係を明確にすることが望ましい。

なお、「遭難時の費用負担を軽減するというだけでなく、山岳遭難防止に向けた啓発という観点からも、登山者に対して山岳保険の加入を促進する必要性がある」とする意見があり、山岳保険に入りやすいように、登山口等で簡単に加入できる仕組みについて提言がなされた。今後、県が登山者の意識啓発を考える上では、こうした視点

も重要である。

## (2) 山岳遭難防止について

### ア 現状

長野県では、県山岳遭難防止対策協会が、夏山常駐パトロール隊の設置、主要登山口への相談員の設置、山岳ヘルメットの貸出、登山道案内標識の設置、チラシやセミナーの開催等による啓発活動等、山岳遭難防止に向けた様々な取組を行っており、長野県はこれらの事業に対し、財政面での支援を行っている。

しかし、山岳遭難件数は年々増加傾向にあり、山岳遭難防止活動の重要性が高まっている。

### イ 検討結果

アの現状で述べたとおり、長野県においては、山岳遭難を防止するため、様々な取組が行われており、法定外目的税を創設する際の条件である特別な財政需要が生じていることは明らかである。

また、こうした取組により、登山者は安全安心が図られ、未然に山岳遭難を防げているという恩恵を受けており、その受益は明らかである。よって、「入山税」の課税により、とりわけ県外からの登山者からもそれに要する費用負担を求めるという考え方は成立する。

一方で、現在は登山の目的がレジャー化し、知識や経験に乏しい登山者が増加しているという、これまでにない状況に直面している。このため、山岳遭難防止活動においても、時代の変化に対応した、新たな対策が求められている。こうしたことから、県では平成 25 年度、有識者で構成する「長野県山岳遭難防止対策検討会」において、山岳遭難の防止に向けた抜本的な対策についての検討を行った。

その結果、自己責任を原則とした登山者意識が希薄化する中で、インターネットを活用した遭難情報の提供や遭難リスクマップの作成など、十分な情報を提供することの必要性や、安全が十分に保障されていない登山エリアがあることを山域で直接指導することの必要性等が指摘され、平成 26 年度の県の施策に反映されることとなった。

また、県では今年度、新たに「山岳高原観光課」を設け、山岳や高原の観光振興を図るとともに、増加している観光目的の登山者に対する啓発活動に取り組み始めたところである。

山岳遭難防止活動については、今後も引き続き、時代の変化に的確に対応した取組が求められるところであり、それに要する費用負担のあり方について、登山者に負担を求めるという考え方も成り立ちうるものである。

## (3) 登山道整備について

### ア 現状

登山道とは、自然発生的に出来た山道や、登山者がルートを開拓したもの、国・県・市町村が整備したものなどがあり、その定義は明確になっていない。このように、その成立過程が多様であるため、登山道には、管理者が明確なものと不明確なものが存

在する。県内の自然公園内の登山道の総延長は約 1,039km であるが、このうち、94% に当たる 981km は管理者が不明確となっている。

管理者が明確な場合には、事故があった際に管理者責任問題が生じる。一方、管理者が不明確な場合には、事故が起きても、基本的には登山者の自己責任となり、管理者が責任を問われることはない。

しかし、管理者が不明確な登山道において、行政が管理責任を問われる場合も想定される。例えば、2003 年に青森県の奥入瀬溪谷で起きた、落枝により観光客が重傷を負った裁判では、県と国は、観光客が多数訪れる遊歩道及びその周辺にある樹木の管理責任を認定され、最高裁で敗訴が確定している。

このように、管理者が不明確な場合であっても、自治体に何らかの関与が認められれば管理責任を問われる可能性があることに加え、登山には自己責任が求められること、また、自然環境をありのままの姿で保全することは重要であること等の理由から、自治体は総じて管理者が不明確な登山道の整備には消極的となりがちである。長野県においても、県が管理する登山道については自ら整備を行い、また、市町村が管理する登山道についても補助を行っているが、管理者不明確の登山道については、民間企業等からいただいた寄附金を財源として、山小屋関係者等が行う登山道の整備に対し、資材費等を提供する形となっている。

山岳関係者等との意見交換会においては、「県はこれまで以上に登山道整備の費用負担をすべきである」との意見があった一方で、「現状維持でよい」という意見や、「管理者不明確の登山道を整備すると管理者責任を問われかねない」等、さまざまな意見が出されたところであり、関係者間でも、その考え方は一様ではない。

## イ 検討結果

登山道整備についても、前述のとおり、県における財政需要が認められる。しかし、管理者不明確の登山道については積極的な整備を行っておらず、また、そもそも関係者の間においてすら、登山道の整備のあり方について共通認識が図られていない状況にある。よって、財政需要は認められるものの、現状では、登山者から税を徴収し、県が整備を行うということについて、関係者をはじめ、県民の理解を得ることは難しい。

登山道の整備のあり方については、広大な登山道を行政が管理することは不可能であり、自己責任の大原則は堅持されるべきであろう。しかし、山の危険性を理解していない登山者の遭難が増加している一方で、長野県は山岳観光県を謳って国内外から多くの登山者を迎え入れていることから、管理者不明確の登山道であっても、時代の変化に対応した、何らかの取組が必要になってきていることも確かである。

このような中、県では、環境省、林野庁、市町村、山岳関係者等で組織する「長野県山岳環境連絡会」において、今年度、山岳環境の保全と適正利用の在り方について検討を開始した。登山道整備については、平成 25 年度に登山道の利用や荒廃の状況、維持管理の実態等の調査を実施しており、その結果も踏まえ、検討が進められる予定である。

また、管理者不明確な登山道の整備は市町村や山小屋関係者等の自発的な活動に負うところが大きいですが、こうしたやり方が今後も持続可能なのか、あるいはそうした活動への県の財政面でのさらなるバックアップが必要か否か、といった点についても議論が必要である。

一連の取組みにより、今後、登山道整備のあり方について共通認識が図られ、また、



県において負担に見合う事業が行われるということであれば、その恩恵は登山者にも及び、追加的な税負担を行うことについての理解も得られやすくなると思われる。よって、将来的には、登山道整備についても、「入山税」を導入し、その財源により整備を進めるということは十分に考えられる。

なお、登山道の整備に当たっては、登山者の安全確保は重要な視点であるものの、必要以上に整備をして貴重な山岳環境が失われることのないように配慮する必要がある。自然と触れ合うという本来の登山の楽しみが失われてしまえば本末転倒であり、仮に整備を行う場合であっても、それは必要最低限の範囲にとどめるべきであろう。

#### (4) 山小屋トイレについて

##### ア 現状

県内には160の山小屋があるが、トイレが環境配慮型（バイオ式や便槽交換式）に整備されているのは、そのうちの123ヶ所（H25年度末現在）である。残りの37ヶ所は未だに地下浸透方式（穴埋め式やガレ場放流など）であり、環境に負荷をかけている。

山小屋トイレに係る費用については、設置費用と維持管理費用に分けて考える必要がある。

まず設置費用をみると、山小屋トイレの設置に当たっては、厳しい立地条件のため、建設費が高額となっている。現在、県内の山小屋トイレの設置には国庫補助金（補助率1/2）が活用されているが、最近では補助の条件として、利用者から使用料を徴収することが求められている。（H11～H22年度国補助金箇所に係る建設費の平均額は約3,700万円。）

次に、山小屋トイレの維持管理費であるが、場所によっては、し尿をヘリコプターで搬出せざるを得ないこと等から、多額の経費がかかっている。（ヘリコプターによる搬出は年間約300万円程度、最も簡便なバキュームカーによる搬出で年間約50万円程度。）

トイレの使用料については、任意のチップ制を採っていた所が多かったが、充当率は20%から50%と低調であった。最近では、使用料として1回100円～200円の徴収を始めたところもある。

##### イ 検討結果

山小屋トイレの設置や維持管理には多額の費用がかかることから、なかなか整備が進んでいないのが現実である。

しかし、山岳地域のトイレが整備されれば、登山者（利用者）にはトイレを利用することによる直接的な受益に加えて、自然環境の維持・保全という間接的な受益が認められる。山小屋トイレについては登山者の関心も高いことから、トイレの整備・充実のための財源であれば、税による負担を求めたとしても、理解を得られやすい。よって、山小屋トイレの設置や維持管理に要する財源についても、「入山税」導入により受益者負担を求めるという考え方は成立しうる。

ただし、現在、山小屋においては、自主的な取組としてチップや使用料の徴収が行われていることから、仮に「入山税」により負担を求めるとなった場合には、直

接的な受益に着目した費用負担の考え方と、山岳高原の環境保全のための基盤整備の一環として「入山税」を登山者に求めるという考え方を整理したうえで、二重取りとの批判を受けないよう、関係者と十分な調整を行う必要がある。

なお、山小屋ではトイレの維持管理費のねん出に苦勞していることから、先に述べた「山岳環境連絡会」では、トイレの維持管理の仕組みについても検討を行うこととしている。今後の費用負担のあり方については、連絡会での検討結果も踏まえた対応が求められる。

### 3 留意すべき点

#### (1) 関係者による議論の必要性

法定外目的税である「入山税」に関する検討結果は以上のとおりであるが、登山道や山小屋トイレは、そのほとんどが国立・国定・県立自然公園内に存在するものであり、その整備に当たっては、長野県が単独で取り組むのではなく、国や他の自治体への働きかけを通じて、施策の推進と財源負担を求めるなどの対応を行っていく必要がある。

また、第2章2(5)で述べたとおり、山岳関係者等との意見交換会においては、「入山者だけに環境保全のための負担を求めるのは説明がつかない。」「入山税はイメージダウンにつながる。」「海に行く人から入場料を取るようなものである。」などの意見があり、参加者は一様に入山税に否定的であった。

山岳環境をどのようにすべきかが関係者間でも合意が図られていない状況において、新たな税の導入を考えることは難しい。まずは、長野県の山岳環境を保全し、後世に伝えていくためにはどうすればよいのか、関係者による十分な議論が求められる。

#### (2) 県民に対する説明責任

法定外税の創設に当たっては、行政サービスが誰にどのような受益をもたらすのかということが重要である。当然のことながら、公平・中立・簡素など、税の原則に反するものでないことが前提条件となる。

また、行政側には、真に法定外税を創設する必要があるのかどうか十分吟味し、その内容を県民に対し説明していくことが求められる。その際には、県がこれまでどのような行財政改革を行ってきたのかについても、しっかりと説明しなければならない。税を創設しなくても、一般財源からこれらの費用を賄えるのではないかと、という疑問に対し、県は明確に答える必要がある。

一方で、長野県の平成26年度予算では、先に触れた『長野県山岳遭難防止対策検討会』の提言を受け、地区遭難対策協会が行う啓発活動への新たな支援や、夏山診療所の医薬品等購入支援の拡充などが盛り込まれ、(予算額：前年比+3,859千円) また、遭難防止対策用の無線設備の更新(予算額：11,971千円)も予定されている。

長野県の平成26年度の一般会計の予算額は8,491億円余と、ピーク時の平成7年度の約7割にとどまっている。厳しい財政状況の中、山岳・高原に係る費用は増加傾向にあり、その財源の確保が課題となっている。

#### 4 「入山税」から「山岳・高原の魅力高める税」への拡張について

これまで見てきたとおり、山岳遭難防止、登山道整備、山小屋トイレについて、登山者に何らかの負担を求めることは可能である。安全かつ快適に登山を行うための環境整備に要する費用を、直接的な受益者である登山者に求めることは、受益者負担という考え方になじむものである。

しかし、この「入山税」には課題もある。その第1は、長野県内を訪れる登山者が年間60～70万人もいるとはいえ、山岳・高原に係る費用負担を、山の魅力を直接的に享受する登山者に限定してしまう点である。

山岳・高原からの受益は決して山の頂上にとどまるものではなく、ふもとから眺める美しい山岳の景観や山里の紅葉、希少な動植物、高原の澄んだ空気や清らかな水など、山岳・高原がもたらす恵みには多種多様なものがあり、その恩恵を受ける者は広範囲に亘っている。山岳関係者等との意見交換会においても、出席者から、「入山者だけに環境保全のための負担を求めるのは理解が得られない。」との発言があったが、山岳・高原に係る費用を税によって賄うということであれば、負担を求める対象者の範囲と、その用途となる対象経費はもっと広く考える必要がある。

第2に、「入山税」の徴収方法の問題である。県内の山岳高原には、入り口となるようなゲートを設けることは難しい。したがって、登山者に課税を行うとすれば、税を徴収するためのしくみを検討する必要がある。

これらの点に関して、山岳・高原からの受益については、トイレの使用や登山者の登山道利用などの直接的な受益と、きれいな空気や美しい山の風景を愛でるといった間接的な受益に区分して整理する必要がある。この場合、利用者が明確なものについては利用料負担により賄えばよいが、受益を特定することが難しいもの（景色を愛でるなど）については、広い意味での「受益」と捉え、宿泊者等の負担にするという方法が考えられる。

このように、長野県の財産である山の魅力を守り、後世に引き継いでいくための財源を税に求める場合には、その対象者は山岳・高原からの受益を、登山を通じた直接的な受益に限定するのではなく、美しい山岳高原の景観を享受できるという点で、より広く受益を捉え、それに対する負担を求めていくことが考えられる。これらの負担は、山岳・高原からの受益が明らかである山岳・高原の訪問者（観光客を中心）に対して、より広く負担を求めるものであるが、山岳高原の美しい景観を有することで多くの来訪者を数える長野県において、その保全にかかる費用負担を来訪者に求めることは、負担の公平性にも資する。

その際、用途となる山岳・高原の魅力を支えるための行政サービスについては、登山者に対する遭難防止・登山道整備・山小屋トイレ整備に限るのではなく、登山道の案内標識（外国語標識を含む）の設置や山岳観光地の景観保全、水資源の保全、希少な高山植物を守るためのニホンジカ対策、登山案内人の育成等、より広範な対応を考えることが望まれる。

無論、その用途については、山岳・高原を保全し、その魅力を高めるための直接的な施策にとどめるよう、支出目的と範囲を明確に整理しておく必要がある。観光客も大勢利用するからという理由で、法定外目的税の財源を一般の道路整備に充てることは、独自課税の趣旨になじまない上、県民に対する説明責任を果たすことも難しい。

また、独自課税を行うためには、税により確保した財源の用途とその規模を明確にする必要がある。したがって、長野県の山岳高原を取り巻く施策を明確にし、既存財源で実施するものと法定外税で実施する事業を明確にしたうえで、課税対象、課税の方法、

税率等について適切に判断しなければならない。

さらに、既に県内で導入されている森林づくり県民税との整理も必要である。長野県では、県民税の均等割において超過課税を行い（個人の場合には年 500 円）、その財源を森林保全に活用する制度を導入している。山岳高原における環境整備は、森林保全施策と密接に関わることから、居住者である県民が森林づくり県民税を負担し、主として県外からの来訪者が法定外目的税を負担するといった両者の関係を整理しておかねばならないのである。

なお「山岳・高原の魅力を高める税」については、単に受益だけではなく、行政サービスの原因の観点からも課税の根拠を説明することができる。すなわち、欧米の「滞在税」について考えられているように、山岳・高原への観光客・来訪者は、来訪地の自治体に財政負担をかけているという事実である。この課税根拠は、来訪・滞在が数日でも成立しうるが、やはり滞在期間が長引けば長引くほど、課税根拠としての明確性は高まるであろう。長野県が今後ヨーロッパ・バカンス・スタイルの滞在型観光を推進しようとするのであれば、この点も十分に理解した上で「山岳・高原の魅力を高める税」を構想しなくてはならない。観光客・訪問者を「一時的な住民」とみなして、来訪・滞在によって生じる経費の一部を分担してもらうことは十分に考えられるのである。

## 第4章 山岳・高原の保全に関して求められる取組

### 1 中長期的課題

第3章で述べたとおり、長野県の山岳・高原の魅力を高め、後世に引き継いでいくために、山岳・高原からの受益が明らかである、山岳・高原を訪れる者に負担を求める「山岳・高原の魅力を高める税」について、検討することが考えられる。

その際に重要なのは、この課税によってまかなう行政サービスの範囲を明確にすることに加えて、それにかかる特定の財政需要を明確にすることである。また、それらの行政サービスは納税者の受益が明確で、体感しやすいものに限るべきである。行政サービスの具体的な内容の確定が課税の提案を行う前提条件であり、財政難を理由とした税の提案が先行するのでは、県民の理解を得ることは難しい。

この山岳・高原の魅力を高め、後世に引き継いでいくための具体的な行政サービスとしては、長野県が目指している「世界水準の山岳高原観光地」づくりに向けた取組が考えられる。現在、長野県では、3つの地域を重点支援地域として選定し、その地域の魅力を高めるとともに、その効果を徐々に周辺地域に波及させていくことを計画している。このための取組として、平成26年度は、受け入れ環境整備のための助成や観光マーケティング講座の開催等を行うこととしている。

しかし、この取組はまだ緒に就いたばかりであり、現時点ではとても税負担を求めるという状況にまで至っていない。また、本研究会においても、「今は新たな税を課して来訪者のハードルを高くするのではなく、ハードルを低くして、県外からのお客様をお迎えしなければいけない時期である。」といった意見や、「長野県の観光業が疲弊している中、山岳関係者や観光業者等は新たな税を導入することによる来訪者の減少を危惧している。」といった指摘が示された。

かくして、現時点での検討結果は次のようになる。すなわち、近い将来、長野県が世界水準の山岳高原観光地の実現に向けた目標を明確に示し、その実現の見込みが立った時点で「山岳・高原の魅力を高める税」という法定外目的税の導入を構想するのは十分に可能であるが、現段階での新税導入は時期尚早であり、前提となる条件がまだ満たされていないという結論である。

なお、法定外税の導入により来訪者の減少を危惧する意見もあるが、先に示した沖縄県3村の事例が示す通り、税導入が観光客の減少に必ずしも結びつくとは限らない。訪問客にとっての最大の関心事は、その地域にどのような魅力があるかということであり、これら3村には、負担を上回る、離島ならではの魅力が存在するのである。

長野県が世界水準の山岳観光地として認められ、自信を持ってこうした負担をいただくことができるように、関係者には一層の努力が求められる。

### 2 短期的課題

現段階で税負担を求めることは困難な状況であるが、委員からは、協力金や寄付金など、任意で負担を求めることについては、県民や来訪者からの理解が得られやすいこと、山岳・高原の環境保全は直ちに取り組むべきであること、登山者の意識啓発の観点からも自己負担の仕組みが必要であること等の指摘がなされた。また、山岳関係者等からも同様の意見が示された。

そこで本研究会としては、中長期的な視点での結論のみならず、「短期の提案」をも結論に付して報告書をまとめることにした。

すなわち、「山岳高原の魅力を高め、観光客に明確な受益をもたらす行政サービスが確立するまでは、長野県の山岳・高原を訪れる観光客に税の負担をお願いすることは目論まず、山岳高原整備のための協力金等（任意の寄付）を実施する。」というものである。

既に述べたとおり、今年度、長野県では、国、市町村、山岳関係者等で組織する『長野県山岳環境連絡会』において、山岳環境の保全と適正利用の在り方について検討を開始した。この連絡会では、それぞれの山域の特性に応じた地域デザイン（山域の将来像）と、それを踏まえた登山道整備のあり方や山小屋トイレの維持管理の仕組み等について議論を深めていくこととしている。

よって、山岳地域における協力金等の導入の是非や、使途・徴収方法などの具体的な内容についても、この連絡会において、市町村や山岳関係者、地域住民等と十分な協議を行いながら検討を進めていくことが妥当と考えられる。なお、地域の特性や抱えている課題等は地域によって様々であることから、検討に当たっては、地域性を重視しながら進めていくことに留意する必要がある。

また、これまでの検討において、登山道整備等を行う際に山を愛する登山者が参加できる仕組みづくりや、企業に幅広く協力金等と呼び掛ける仕組みづくりについても提案がなされた。長野県では、いわゆる「ふるさと納税」の長野県版「ふるさと信州寄付金」に力を入れていることから、こうした制度の活用など、幅広く協力金を集める仕組みづくりについても前向きな取り組みが求められるのである。

## おわりに

本報告書の結論、その核心部分を端的に要約すれば、次のようになる。すなわち、いわゆる「入山税」および「山と高原の魅力を高める税」は法定外目的税として成立しうる課税であり、理論的に問題はない。ただし現実に同税を導入するには前提となる条件が満たされる必要があり、その条件とは、長野への来訪者が山と高原から受ける受益を永続的に良好な水準で維持するための（あるいは山と高原を楽しむ来訪者の滞在によって生じる財政需要を十分に受け止めるための）行政施策・行政サービスがしっかりと担保され、実行される目処が明確になることである。

このような結論を出す意味はどこにあるのか、本研究会の本音を最後に述べておきたい。結論を表面的に読み取ると、これは長野県地方税制研究会が、新税を創設したい行政や受益者負担を強化すべきという流行の論調に待ったをかけたと感じられるかもしれない。しかし本研究会の考えはそれだけではなく、真意は大きく異なる。

本研究会の本意は、むしろ知事と長野県庁に対する叱咤激励であり、世界に誇る長野の山と高原の環境を保全し、多くの来訪者に楽しさと豊かさを享受してもらうための行政施策、行政サービスをしっかりと構想し、責任をもって推進すべきことを督励することにある。

もちろん、この勧奨は、法定外目的税を導入する（＝前提となる条件を満たす）ために行うのではない。本研究会は、今回ばかりはその名称に反して、新税創設へのこだわりを持っていない。重要なのは、法定外目的税ではなく、長野の山と高原の保護であり、そこからの受益を享受しうる環境の整備である。本研究会は1年半ほどの検討・考察を通して、山と高原の環境保全・来訪者の環境整備がいかに重要で、いかに急務か、身に染みて実感したのである。

## （付記）

本報告書を執筆する最終段階になって、国における、山岳・高原に関する2つの動きがメディア報道された。

その一つは、自民党が議員立法で成立を目指すとされる「入域料」についてである。（平成26年5月、新聞各紙の報道）。「入域料」は、受益者（利用者）負担を法的に根拠づける制度とされ、料金の使途は遊歩道やトイレ整備などとされているようである。従って、本研究会で検討した「入山税」と類似、あるいは少なくとも隣接する考えであり、当然のことながら興味を抱かずにいられない。ただし、いまだ詳細は不明であり、政治過程で論理の変節が生じる可能性も高いため、本報告書では付記として指摘するにとどめる。全国レベルで提起される政策は、往々にして地域の実情に合わない場合が少なくないため、この「入域料」が長野県の状況にフィットするのかわからないのか、冷静に注視してゆくことにしたい。

もう一つは、2016年から、8月11日を「山の日」に定める改正祝日法の成立である。その基本理念は、「山に親しむ機会を得て、山の恩恵に感謝する」というものであり、今後、全国的に山に親しむ機会が増えていくことが予想される。また、長野県では、7月第4日曜日を「信州 山の日」として制定することを決定したところであり、2つの山の日法の制定による相乗効果により、大きな盛り上がりが見込まれる。

このように、山に対する関心が高まるにつれて、山における安全対策についても、これまで以上の取組が必要になると思われる。本文でも述べたが、長野県には、日本一の山岳県として、全国に先駆けた積極的な安全対策が求められる。

平成 26 年 6 月

長野県地方税制研究会

座長 青木 宗明  
小澤 吉則  
白戸 洋  
沼尾 波子  
堀越 倫世  
水本 正俊

長野県地方税制研究会専門部会

部会長 青木 宗明  
高端 正幸  
半谷 俊彦  
宮崎 雅人



資 料

山岳関係者・自治体関係者等との意見交換会  
 (第8回長野県地方税制研究会) 出席者名簿

日時：平成25年8月20日 13:00～  
 場所：上高地アルペンホテル

< 山岳関係者・自治体関係者等 >

(敬称略、順不同)

氏 名	役 職 等
(あかぬま けんじ) 赤 沼 健 至	北アルプス山小屋友交会 会長
(やまだ ただし) 山 田 直	北アルプス山小屋友交会 副会長
(やまぐち たかし) 山 口 孝	北アルプス南部地区山岳遭難防止対策協会 救助隊長
(みやもと よしひこ) 宮 本 義 彦	長野県山岳協会 会長
(すぎた ひろやす) 杉 田 浩 康	長野県山岳協会 副会長、長野県山岳総合センター所長
(たがわ かずお) 田 川 和 夫	長野県松本市上高地 上高地観光旅館組合 組合長
(かみじょう としてる) 上 條 敏 昭	上高地町会 町会長
(おくはら にさく) 奥 原 仁 作	上高地町会 町副会長
(かとう ぎんじろう) 加 藤 銀 次 郎	松本市商工観光部 山岳観光課長
(こまざわ あきら) 駒 澤 晃	大町市産業観光部 観光課 観光振興担当係長

# 長野県の自然公園・県自然環境保全地域

平成 24 年 3 月 31 日現在

